

令和2年度 新型コロナウイルス感染防止対策
秦野商工会議所による「アクリル板貸出」に関する運用書

(目的)

この運用書は、新型コロナウイルス感染症対策事業の一環として、飲食店を支援するものです。会食時の飛沫感染を防ぐためには、アクリル板により遮蔽し、飛沫の拡散を防止する、飛沫を換気により排出する、そして、加湿により浮遊する飛沫を減らすことが有効とされています。そこで、当商工会議所では、神奈川県と協力しアクリル板の貸出を飲食店に行うことで、新型コロナウイルス感染拡大防止並びに市内飲食店の事業継続の支援を目的とするものです。

(対象事業者)

○秦野市内の飲食店又は喫茶店で、営業許可書を有する事業者に限ります。

(アクリル板の取扱い)

- アクリル板は、当商工会議所で神奈川県より、一括して借り受け、市内飲食店へ貸し出します。
- 貸出枚数は、店舗の座席数を目安とさせていただきます。
- 受領には、当商工会議所にお越しくください。
- 当商工会議所の所有物では無い為、破損、紛失時には通常価格2,640円のところ単価660円税込で買い取りをお願いします。

(仕様、期間等)

- 貸出するアクリル板は、足付き可動式です。
 - ・サイズは W600mm×H600mm 厚さ3mm 重量は約1kgです。
- 貸出期間は、令和3年2月26日(金)までです。
- 貸出期間終了後も継続してアクリル板の利用を希望される場合は、破損紛失時同様、通常価格2,640円のところ単価660円税込で買い取ることが可能。
- 貸出期間終了近くになりましたら、当商工会議所より継続して利用(購入)を希望されるか、返却されるかの確認のご連絡をいたします。継続利用(購入)の場合、単価660円(税込)を当商工会議所へお支払い下さい。また、返却される場合は当商工会議所へご持参下さい。
- ※本事業については、神奈川県のご協力を得て実施しており、アクリル板の仕様が変更されたり、事業が突然終了する場合がございますので予めご了承ください。

(申込・受領方法)

- 別に定める申込書に必要事項を記載の上、当商工会議所へFAX等でお申し込みください。令和3年1月26日より順次お申し込みを受付いたします。
- 申込書を当所で受領し、在庫を確認した後に申込者へご連絡しますので、当商工会議所へ平日9:00から17:00の間にアクリル板受領にお越しくください。
- ご来所の際は、営業許可書のコピーを必ずご持参の上、当商工会議所会員サービス課へご提出ください。
- 手続き後に、その場で貸し出しを行います。
- 当初より、購入希望の場合は、アクリル板受領時に単価660円(税込)を当商工会議所へお支払い下さい。
- 在庫に限りがあるため、必ずしもご希望に添えない場合がございます。
- アクリル板の送付及び配達は行っておりませんのでご了承下さい。

(お問合せ先)

秦野商工会議所 (担当) 会員サービス課 (住所) 秦野市平沢2550-1
(電話) 0463-81-1355